			香芝市 葛城市 北葛城郡
中和（中和）	奈良県	橿原市	奈良県の内 橿原市 桜井市 宇陀市 磯城郡 宇陀郡 高市郡 吉野郡の内 東吉野村
［略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（登記事務委任規則の一部改正）

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十四条　奈良地方法務局葛城支局、中和支局及び五條支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、奈良地方法務局で取り扱わせる。	**第十四条**　奈良地方法務局葛城支局、桜井支局、五條支局及び橿原出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、奈良地方法務局で取り扱わせる。

（公証人定員規則の一部改正）

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表

公証人定員表

法務局又は地方法務局	本局又は支局	定員
［略］		
奈良	［略］	
	中和	一
	［略］	
［略］		

改正後	改正前
別表 公証人定員表	**別表** 公証人定員表
法務局又は地方法務局	本局又は支局	定員	法務局又は地方法務局	本局又は支局	定員
［略］			［同上］		
奈良	［略］		奈良	［同上］	
	中和	一		桜井	一
	［略］			［同上］	
［略］			［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。